

(仮称) 習志野市手話や点字等の利用をすすめて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心をかよわせるまちづくり条例 (案) の概要

【基本理念 (第 3 条)】

- (1) 障がい者の基本的人権の尊重に当たり、障がい者の情報保障及びコミュニケーションの重要性を認めること
- (2) 手話が言語であるという認識を広め、ろう者が手話を利用する機会を保障すること
- (3) 障がいのある者もない者も互いに人格と個性を尊重し、協働すること

【市の責務 (第 5 条)】

- 社会的障壁の除去及び合理的配慮を行う
- ・必要な施策を総合的かつ計画的に実施

【市民の責務 (第 6 条)】

- 社会的障壁の除去及び
合理的配慮を行うよう努める
- ・障がい者の情報保障及びコミュニケーションの重要性を理解
 - ・手話が言語であることを理解

【市民活動団体及び事業者の責務 (第 7 条)】

- 社会的障壁の除去に寄与し、
合理的配慮を行うよう努める
- ・他者が行う目的(第 1 条)を達成するために必要な活動に協力するよう努める
 - ・市が実施する施策に協力するよう努める

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる社会 (=共生社会) の実現(第 1 条)

【目的 (第 1 条)】

障がい者個々にあった情報保障や
コミュニケーション保障の促進

【目的 (第 1 条)】

手話の普及及び理解の促進

【施策 (第 8 条)】

- (1) 障がい者が利用又は選択する点字等の伝達手段の普及やコミュニケーションの円滑化を図る
- (2) 障がい者のコミュニケーションを支援する人材等の養成
- (3) 障がい者が、生活のあらゆる場面で、障がいのない市民と等しく情報保障され、コミュニケーションを図ることができる環境の整備
- (4) 災害時の緊急情報を障がい者の特性に応じて伝達
- (5) 情報通信や放送による情報の取得や利用を促進

【施策 (第 9 条)】

- (1) 市民に手話を学ぶ機会を提供
- (2) ろう者が手話を学び、使用する機会を確保する
- (3) ろう者が手話により講座等を受講できる環境の整備